

# 連合審査会（総務・建設産業・教育民生）会議録

日 時 令和7年12月12日（金曜日） 午前9時55分～午前10時07分

場 所 白杵庁舎2階 全員協議会室

## 出席委員の氏名

（総務委員会）

委員 長 梅田 徳男 副委員長 甲斐 尊 委 員 戸匹 映二

委 員 奥田富美子 委 員 大塚 州章 委 員 内藤 康弘

（建設産業委員会）

委員 長 川辺 隆 副委員長 安東 鉄男 委 員 河野 巧

委 員 匹田 久美子 委 員 武生 博明 委 員 牧 宣雄

（教育民生委員会）

委員 長 芝田 英範 副委員長 平川 幸司 委 員 伊藤 淳

委 員 広田 精治 委 員 匹田 郁 委 員 吉岡 勲

## 欠席委員の氏名

（ な し ）

## 説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当）	安東 信二	財務経営課長	吉良 猛
地域力創生課長	藤本 健次	高齢者支援課長	安藤 隆文
農林振興課長	竹尾 智明	福祉課長	大戸 敏雄
その他関係職員			

## 出席した事務局職員の職氏名

局長 林 昌英 書記 小嶋 佳希 主幹 原 伸行 副主幹 工藤 真里子

## 傍聴者

（ 記者1名 ）

## 会議に付した事件

### < 審査議案 >

番 号	件 名	審査結果
第70号	指定管理者の指定について	-

午前9時55分 開議

#### ○総務委員長（梅田徳男）

総務委員会並びに教育民生委員会の連合審査会を開催いたします。

本日は、傍聴の申し出があった際は許可したいと思います。

まず、本連合審査会の正副委員長についてですが、第70号議案が総務委員会に付託されておりますので、総務委員会の正副委員長が職務を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、討論と採決につきましては、総務委員会で決することになりますので、本連合審査会では、説明及び質疑を行います。

それでは、第70号議案 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### ◎財務経営課長（吉良 猛）

（ 付議議案に基づき説明 ）

#### ○総務委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

#### ○委員（河野 巧）

安生寮について、以前地元の企業が指定管理をして、この後、大翔会が指定管理者になったと思うんですけども、当時建屋の建て替えとかがあったことで、指定管理が変わったんじゃないかなっていう認識だったんですけども、今回、5年間の指定期間を作ることで、安生寮の建物については、どのような形で検討されてますでしょうか。

#### ◎高齢者支援課長（安藤隆文）

河野委員のご質問にお答えいたします。3年前に安生寮の指定管理を始めたわけですが、そのときその建替え、市の方針としては民設民営ということで進めておりました。3年前の公募の要件としては、民設民営の意欲のある法人ということで、手が挙げたところが1社だったので、そちらの方になっております。ただ、3年でというところの中で3年以内に建替えできるんじゃないかという声もあるんですけど、3年間の期間の中で、物価高騰があったり、いろんな人材不足とかいうところがあって、どうしても当初出した金額で建てることは検討中とい

うところで、建物自体については今補修をしながら継続しているところです。

#### ○委員（河野 巧）

物価上昇の点で建設が難しいというのも理解できるんですけども、次の指定が5年間ということで長いものですから、その間、こちらの指定管理者にお願いしたほうがいいのか、また再度、市の内部で、当時は補助率が低かったからできなかったっていう判断もあったと思いますので、補助率を上げることで、また公募し直すとかいうことも検討できるんじゃないかなと思いますので、この5年間という期間は、内部ではどのように検討されましたでしょうか。

#### ◎高齢者支援課長（安藤隆文）

河野委員のご質問にお答えいたします。今回の5年間というところなんですけど、当初やはり、また3年間という検討もしたんですけど。3年間で今の市の方針、民設民営というところが、本当にでき上がるのかっていうところを考えたときに、やはりちょっと時間をおいて、5年間という中で検討したほうがいいのかという結論になりました。5年間の中で、やはり今後の2040年に向けた人口の減少や、社会情勢がまた変わってくるというところがあるので、安生寮のあり方についても、本当に新しく建てた方がいいのか、市の限られた予算の中で、高齢者支援をどうすればいいのかの検討を含めて、令和8年度中には、また市の考えとこのをしっかりと持ちながら検討したいということで5年間に設定しております。

#### ○委員（河野 巧）

2点目の質問ですけれども、老人憩いの家を初め、施設の指定期間が5年間ということなんですけれども、それぞれの施設の利用頻度っていうのは、なかなか、年に数回とか月に1回、かつ、利用されているのかなっていうのもあると思うんですけども、内部で5年間、今度指定をする中で、統合とか廃止とかいう計画というのは、その5年間の中で決めていくのか、それとももうすでに考えていけば5年間延長はなかったと思うんですけども、これまで本年度、3月31日までの期間で、そういったことを検討されてきたのかということをお教えください。

#### ○総務委員長（梅田徳男）

指定管理対象のすべての物件に対してということですか。

（ 「はい」の声 ）

#### ◎高齢者支援課長（安藤隆文）

河野委員のご質問にお答えいたします。老人憩いの家というのが数多くありますので、こちらの方からお答えさせていただきます。毎月の利用実績については、各憩いの家の方で集計をさせていただいております。利用頻度の多いところであれば、例えば1日200人弱の方が利用している老人憩いの家もあれば、1日あたりが数人という、日で割ったときの計算になるんですけど、そういったところがあります。ただ、老人憩いの家を地区にお願いすることによって、地区でいろんな集まりがあったり、高齢者支援課でいうと、通いの場としてそこで高齢者の方に集まって運動してもらったりというふうな活動ができますので、現在の老人の憩いの家はそのまま地区の方をお願いをして、ただし、建物の躯体については、市でちょっと補修が必要というときがあれば、支援しながら、地域の人たちが健康でいられるような場となるような

ものとして憩いの家を活用していきたいというふうに考えております。

◎地域力創生課長（藤本健次）

地域力創生課所管の分はコミュニティセンター、26番の野津地区と、27番下ノ江地区、28番上北地区が今回対象となっています。それぞれこの3つに限らず、18地区で振興協議会が活動されておりまして、それぞれ地域の規模に合わせて、順調に地域活力コミュニティの推進に頑張らせていただいておりますので、今のところは、その地域によって大小規模の違いはあるんですけども、小さいところに対しても、今までどおり市の方で支えて参りたいということで統合等は今のところ検討はしておりません。

○総務委員長（梅田徳男）

安東政策監、全般的なことでの回答ということをお願いできますか。

◎政策監（安東信二）

河野委員のご質問にお答えいたします。指定管理制度を行っているわけですが、今河野委員がご質問された地域の施設ですね、これは例えば、市民会館を指定管理しますというようなときに、いろんな企業を募るパターンとちょっと違いまして、各地域振興協議会や各自治会に指定管理をお願いして、地域で活用してもらおうという趣旨のものでありますので、それに関しては、短いスパンで、何回も契約をするよりも、5年間、地域をお願いをして、地域に使っていただくという趣旨がありますので、大きく指定管理という制度の中ではありますが、いわゆる一般の公共施設の指定管理とはちょっと性質が違うというところがございます。そういうことで5年間という設定をしております。そこが、自治会の統合等で、その施設が要らなくなったというときは、やはり統合に向けては、地域と一緒に検討していきたいと、そういう姿勢でございます。

◎高齢者支援課長（安藤隆文）

先ほどの河野委員の答弁で修正をお願いします。先ほど1日あたり200人弱の利用者という説明をしましたが、月当たり、最大200人ということで数字を見間違っておりました。訂正します。

○総務委員長（梅田徳男）

ほかにありませんか。

（ な し ）

○総務委員長（梅田徳男）

ないようですので以上で質疑を終わります。

それでは本議案につきましては、この後、総務委員会で討論及び採決を行うことといたします。執行部の皆様ありがとうございました。以上で連合審査会を終わります。

午前10時07分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和7年12月12日

白杵市議会

総務委員会委員長 梅 田 徳 男

白杵市議会

建設産業委員会委員長 川 辺 隆

白杵市議会

教育民生委員会委員長 芝 田 英 範

# 総務委員会 会議録

日 時 令和7年12月12日（金曜日） 午前10時16分～午前11時31分  
場 所 白杵庁舎2階 第1委員会室

## 出席委員の氏名

委員長 梅田 徳男 副委員長 甲斐 尊 委 員 戸匹 映二  
委 員 奥田富美子 委 員 大塚 州章 委 員 内藤 康弘

## 欠席委員の氏名

（ な し ）

## 説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当）	安東 信二	総務課長	佐世 善之
消防本部消防長	中尾 敬	秘書・総合政策課長	望月 裕三
財務経営課長	吉良 猛	地域力創生課長	藤本 健次
消防本部予防課長	三城 英昭	消防本部警防課長	庄司 哲宏
都市デザイン課長	広瀬 隆	子ども子育て課長	竹尾 幸三
秘書・総合政策課参事	内藤 健治	総務課参事	桑原 昇造
その他関係職員			

## 出席した事務局職員の職氏名

書記 小嶋 佳希

## 傍聴者

（ 記者1名 ）

## 会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

議案番号	議 案 名	審査結果
第64号	白杵市職員の給与に関する条例等の一部改正について	原案可決

第65号	野津若者定住促進住宅用地の分譲に関する条例の制定について	原案可決
第69号	白杵市火災予防条例の一部改正について	原案可決
第70号	指定管理者の指定について	原案可決
第71号	他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について	原案可決

---

午前10時16分 開議

**○委員長（梅田徳男）**

ただいまから総務委員会を開催いたします。傍聴の申し出がありましたので許可したいと思います。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は5件であります。お手元の次第にそって審査を行いたいと思います。それでは財務経営課所管の議案の審査を行います。第70号議案、指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案は連合審査を行っておりますので討論より行います。これより討論に入ります。

（ な し ）

**○委員長（梅田徳男）**

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第70号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

**○委員長（梅田徳男）**

異議なしと認めます。よって第70号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で財務経営課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前10時17分 休憩

---

午前10時17分 再開

**○委員長（梅田徳男）**

再開します。

次に、消防本部予防課所管の議案の審査を行います。第69号議案、白杵市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

18ページの（7）の屋内の云々というところが削除になっておりますが、これを意味するところを教えてください。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

奥田委員のご質問にお答えします。屋内において、裸火を使用するときは窓、出入口等を閉じて行うこととしておりましたが、これは以前、火鉢だったり掘りごたつだったり、直接火を使って燃やして、屋内で窓を開けていると火の粉が舞って火災になる恐れがあるというところの規制でしたが、近年ではそういった暖房器具も少なくなって、防火設備、暖房器具の構造も変わってきておりますので、今回これが削除されることとなります。

○委員（戸匹映二）

注意報、警報が出されるということですが、これ、発令した場合の市民への周知方法をどうするのかと、あとその解除したときの、周知方法をどうするのか、お伺いしたいと思います。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

戸匹委員のご質問にお答えします。周知方法に関しましては、まずは注意報、警報が出た場合ですが、広報車を使って巡回広報をしたり、またホームページのほか、SNSを今検討しているところでございます。また警報の場合には、市の防災無線も、防災危機管理課と現在、使用について協議をさせていただいているところでございます。解除についても、基本同じような感じで考えているところです。

○委員（大塚州章）

条例の内容と関係あるかわかりませんが、例えば鳥獣駆除のためにロケット花火を打つという行為が、この中に当てはまりますか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

大塚委員のご質問にお答えします。煙火につきましては、今回では条例でいうと第45条の、火災と紛らわしい届け出等の区分になりまして、今回からたき火というのが加えられるんですけど、今回対象となるのは、山の付近で、たき火だったり、火入れをする行為というふうになりますので、煙火に関しては、今回は、その区域では使用できないこととなります。区域以外では今回注意報、警報が発令されても、対象とはなりません。

**○委員（大塚州章）**

その区域というのは住民にはどういうふうにお知らせしますか。

**◎消防本部予防課長（三城英昭）**

区域については、この後定める予定の火災予防規則の中で指定して、ホームページの方で、区域を公表していくように考えております。

**○委員（大塚州章）**

白杵市のホームページで出すということですか。

**◎消防本部予防課長（三城英昭）**

大塚委員のご質問にお答えします。市の消防の中のホームページの中で、掲載を考えています。

**○委員（大塚州章）**

各自治会の区長さんたちから聞かれることだと思うので、自分の区域を確認くださいって周知は、できたらしておいた方がいいかなと思います。

**○委員（内藤康弘）**

戸匹委員の発言にちょっとかぶるんですけども、今ものすごく乾燥しているので、広報車で、広報やっていますよね。消防団の役割も、今まで通りの分担で行うということですか。

**◎消防本部予防課長（三城英昭）**

内藤委員のご質問にお答えします。これまで同様に、消防団とも連携して、林野火災注意報、警報が発令されたときには、広報してもらうよう、また協議していこうと考えております。

**○委員（内藤康弘）**

昨日、若干の雨が降って、湿りも出ました。それまでもものすごく乾燥してしまっていて、農家の人とかやむを得ず野焼きをするというような状況もあります。そこから火災に広がる事例も昨年あったんですけど、非常にこの乾燥の時期の周知徹底というのが、なかなか厳しいかなと思いますので、いろいろと消防本部含めて消防団も含めて、周知徹底を行っていただきたいなと思います。答弁要りません。

**○委員（奥田富美子）**

今のところと関連して、周知徹底していくときの車の走らせ方ですが、市内満遍なく回るといっても、その重点地域というか何か回るときなど、どんなふうに意識して回られるのでしょうか。

**◎消防本部予防課長（三城英昭）**

奥田委員のご質問にお答えします。これまでは火災とはまた別に新たに林野火災注意報、警報ということになりますので、主にこの林野火災注意報、警報の発令の場合には、山間部を主に巡回広報をしていこうと考えているところです。

**○委員（奥田富美子）**

そうすると通常の警報とか、火事に気をつけてくださいというときの回り方ってというのは、

どんなふうに行っているのですか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

奥田委員のご質問にお答えします。これまでは住宅、建物火災も含め、一般的な火災広報だったんですけど、今後は山の多い山間地の方を主に回り、もしそこで届け出のないような、たき火だったり、そういったのを確認したら、まずは注意をしていくように、指導していくように考えております。

○委員（甲斐 尊）

火災危険区域指定ですが、これ条例の趣旨を円滑に運用するためにも遅滞なく定める必要があると思いますが、いつ頃定める予定でしょうか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

甲斐委員のご質問にお答えします。この議案が承認されれば速やかに、規程の方で区域を指定して、また市民の皆さんに周知をしていこうと考えております。

○委員（甲斐 尊）

それに関連して、危険区域の指定にあたっては、あくまでも科学的な知見に基づいて、総務省の通知等も参考にして行うということでもいいですね。というのは、これは一般的に市民と協議して決めるようなものじゃないと思っているんですけど。あくまでもそういった科学的な知見に基づいて行うことを私は希望しますが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

甲斐委員のご質問にお答えします。今回検討しているところが総務省消防庁が、運用指針で定めている案を基本に考えていますが、近隣の消防本部とも状況を検討しながら、指定していこうと考えております。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第69号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第69号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で消防本部予防課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前10時37分 休憩

---

午前10時40分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。それでは総務課所管の議案について審査を行います。第64号議案、白杵市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（甲斐 尊）

給料表の件ですけれども、私の記憶では前回のときはちょっと若手を中心に、平均で見たらちょっと率上げていたと思うんですけれども、今回の考え方はどうなっていますか。

◎総務課長（佐世善之）

甲斐委員の質問にお答えします。昨年度までは、私ども1級から7級という運用しているんですけれども、若年層が支給しています1級から3級を中心に、これまでは上がってきたんですけれども、今年度の改定については、全体的に1級から7級に平準化して改定を行っているという状況でございます。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第64号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第64号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で総務課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前10時46分 休憩

---

午前10時48分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。それでは地域力創生課所管の議案について審査を行います。第65号議案、野津若者定住促進住宅用地の分譲に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎地域力創生課長（藤本健次）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（戸匹映二）

応援助成金ですが、当然これは家を建てる土地を買うということに使うための助成ですので、その辺はきちっとした書類審査なり、明確にそれに使ったというところが、当然わかるようにしていると思うんですがその点をお聞かせいただきたいと思います。

◎地域力創生課長（藤本健次）

戸匹委員のご質問にお答えします。書類については現行の移住補助金などと同じように、申請書類等、それに附属するもろもろの書類として、白杵を離れて5年以上経っている人が移住者といった条件とかもあってですね、そういったことを調べるために、住民票であったり、戸籍であったり、厳格に審査しています。そうやって補助金を支給しまして、それがこの住宅のために建築されたかというのも住宅の建築の竣工前と、竣工後の写真も提出いただいて、確認した後に補助金を出すといった流れにしております。それに加えて今回設けた地元加算についても、お子さんの数など、あらゆる書類で確認して、補助金を出すようにしております。

○委員（戸匹映二）

要するにこれ一括でもらえるんですね。となると、例えばこれで車買ったとか、そういったことがないように、その辺の担保ができるようなことはわかるんでしょうか。

◎政策監（安東信二）

休憩をお願いします。

○委員長（梅田徳男）

休憩します。

午前10時58分 休憩

---

午前10時58分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開します。

◎地域力創生課長（藤本健次）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。先ほどの説明ですが、まず着手する前に契約書を交わして建築価格を確認しますし、建築後の写真等もそろえます。それが車とかに使われたとかいうのはないです。

○委員（戸匹映二）

住宅何千万円もしますので、皆さんローン組んでやると思います。ということは分割払いになるじゃないですか。その分割払いにしたときにじゃあこのお金はどうやってそれに入れていくのかというところがちょっと不明瞭じゃないかなと思うんですよ。本当にこれを、例えばもう頭金で全部入れていますとか言うのであれば、わかりやすいんですけど、その辺何かきちんとした明確なものがあるのかな、ということを知りたいです。

◎政策監（安東信二）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。今言われたことはもっともですけれども、目的が白杵市に住んでいただいて、白杵市に家を建てていただくということが目的で、そのために、こういう一つひとつのルールを決めて、それに基づいて補助金をお支払いしております。もらったお金をその家庭が何に使っても、結果的にこの条例の趣旨、補助金の趣旨にかなっていれば、あげたお金で車買ったでしょとかまでは言っていないんですが、実際に結果が伴って、白杵に住んでいただくための潤滑になればということですので、どう使ったかというところまで審査はしていない状況です。ただし先ほど言いましたように違反をして、家を建てない場合は、罰則といたしますか、そういうところは設けております。

○委員（内藤康弘）

今の関係ですけど、補助金をいつ実行するかということですよ。そこのところを今戸匹さんも言われているのかなと思いますけどどうですか。

◎地域力創生課長（藤本健次）

内藤委員のご質問にお答えします。補助金の執行についてはそれぞれのご家庭というか、申請者がすべての金額を支払った後、建築業者さんとの契約が終わった後になります。

○委員（内藤康弘）

要するに、着工前に支払うのか、完了して支払うのかそこのところですよ。

◎地域力創生課長（藤本健次）

内藤委員のご質問にお答えします。すべて完了を確認した後です。

○委員（奥田富美子）

資格のところの条件のところ教えてください。資格で、事実上の婚姻関係にあるというこ

とがありますが、他のことでも気になったことがあるんですけど、事実婚をどのように確認するのかということと、白杵はパートナーシップ条例がありますから、例えば同性婚の方も対象になるかということと、条件のところ、2年以内の着手ですが、お子さんの年齢について15歳以下の子供のカウントは、締結日の年齢でよろしいでしょうか。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

奥田委員のご質問にお答えします。事実婚に関しては、内縁であるとかいうのは、住民票にも記載される場合もありますので、そういったもので確認しますのと、パートナーにつきましても、確認できる書類、パートナーシップ宣言等の署名証明等があれば、そういった方々もこの今回の条件で認めたいと考えております。また、お子さんの年齢については、申請日の時点ととらえております。

**○委員（奥田富美子）**

申請日と締結日は違うのではないですか。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

奥田委員のご質問にお答えします。申請日の方が早いですね、その時点でもう15歳になっている方を認めたいと。だから、締結の時はもしかすると年齢が過ぎているかもしれないですけども、なるべく拾うような形で考えております。

**○委員（大塚州章）**

例えば税金の滞納があったりした人とかはどうなるんですか。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

大塚委員のご質問にお答えします。最初の募集、申請の段階で、身分証明書とか誓約書とかいうのも提出していただきますので、その時にその方に犯罪歴がないとか、お金に関して心配がないかといったことも確認させていただいた上で受け付けしたいと思っております。

**○委員（大塚州章）**

例えば、過去3年完済証明があるとかそういうふうなことですよね。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

大塚委員のご質問にお答えします。完納証明書もつけるようにしていますので、すべて確認します

**○委員（内藤康弘）**

支援内容で子供が1人、2人、3人という表がありましたが、妊娠していて購入した後に子供ができる場合はどうなりますか。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

内藤委員のご質問にお答えします。妊娠していることについては、母子手帳等で確認させていただいて、子供の数に含めたいと思っております。夫婦だけの場合でも、子供がいるものにとらえて、子供加算をつけたいと考えております。

**○委員（内藤康弘）**

9月に抽選会をやるということで、1つの区画に3人いました。1人が抽選で合格しました。残りの2人について、後のフォローを行いますか。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

内藤委員のご質問にお答えします。フォローということはちょっと難しいんですけども、抽選に漏れた方、落選した方については、第3希望まで取っているのので、残ってある区画で優先的に案内して、再度申し込んでもらうように促したいと思っております。

**○委員（奥田富美子）**

妊娠中のところで、多胎児の場合があるかと思うんですけど。双子や3つ子とか、あらかじめわかっている場合もあるのかなと思いました。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

奥田委員のご質問にお答えします。喜ばしいことですので、生まれてからになるのかもしれませんが、多い方にとる判断をしたいと考えています。

**○委員（内藤康弘）**

自治会加入がありました。どこに所属するか、皆さん、大変ご苦労されたんだろうと思うんですけど、その住宅地で自治会を立ち上げるということを聞いておりますけども、12区画でとりあえず自治会を発足するという考え方でよいですか。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

内藤委員のご質問にお答えします。自治会に関しましては、まずは12区画で1つの地区を決めたいと思っております。もし12区画埋まらない場合であっても、その自治会は成立ということで、区長さんを決めていただいて、スタートさせたいと思っております。

**○委員長（梅田徳男）**

委員として質疑したいので、暫時副委員長と交代いたします。

**○副委員長（甲斐 尊）**

梅田委員の発言を許可します。

**○委員（梅田徳男）**

助成金が、ありがたいことに、たくさん、十分土地が買えるほどの助成金ということなんですけど、これだけ助成金があると広い土地を買おうというところに集中するような気もしますが、その辺の調整なり、対応は考えていますか。

**◎地域力創生課長（藤本健次）**

梅田委員のご質問にお答えします。特に希望される方がどこの、どの広さを選ぶかわからないので、そこはお任せしています。それで補助金に関しましても、ベースとしては200万円あります。そして、子育て加算や地元加算といったのがあって、それぞれ申請者によって、どれが当てはまるかというのもこちらでわからないところなので、概ね広くても、そうではない土地でも、その代金を網羅できるような設定を考えたところであります。

○副委員長（甲斐 尊）

それでは委員長の職務を交代します。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第65号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第65号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で地域力創生課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前11時18分 休憩

---

午前11時20分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開します。

次に、秘書・総合政策課所管の議案の審査を行います。第71号議案 他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。本議案については、子育て支援の施設の関連がありますので、子ども子育て課職員も同席をいたしております。それでは執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（大塚州章）

白杵市の学生や子供たちが大分市の施設を利用する場合は、割引、減免はありますか。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

大塚委員のご質問にお答えします。大分市が規定する施設の使用料金に準じて使用料がかかるということで、この協定を結ぶということで特別割引があるとかそういったものはございません。大分市が市外の方に対して利用料を増加するというのは、ちょっとこちらの資料では確認はとれてないんですが、その分はないと思っております。

○委員（大塚州章）

例えばスポーツ少年団が利用するとかいうことになった場合には、市外だから減免はありませんよと思っていた方がいいですね。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

市外の取り扱いについては、改めて確認させていただくということで、いただいている情報の中では、市外の人をまた別に扱うというか、その金額になるというのは聞いていないです。

○委員（内藤康弘）

すいません勉強不足でちょっと教えてください。今、大分市、別府市の施設を紹介されましたけども、臼杵市の施設で、これに登録されているものはありますか。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

はい臼杵市の施設の登録の状況ですが、現在これまでに、14施設が登録をされております。スポーツ関係の施設でありますと、臼杵市の総合公園、野津の吉四六ランド、市民グラウンド、そして柔剣道場。南中学校のグラウンド、また東中、諏訪山の体育館、あと臼杵野津中央公民館、市民会館、市立図書館、荘田平五郎子ども図書館。野津の公民館の中にある図書館、それらが登録をされている施設になっております。

○委員（内藤康弘）

ありがとうございます。のつてらすをそれに含めることはできますか。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

のつてらすに関しましては、特に利用者に対する制限等をかけている施設ではないです。現在も大分市の方が非常に多く利用しているため、個別に新たに設けるというのは、今のところは予定はございません。

○委員（内藤康弘）

別途、インターネット等でPRするということですね。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

当然別途PRは、引き続き、現在もインスタグラム等を使ってやっているのので、今後注力していきたいと思っております。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

( な し )

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第71号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第71号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで秘書・総合政策課所管の議案の審査を終わります。以上で総務委員会に付託されました議案議件の5件の審査を終了いたします。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時31分 閉会

---

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和7年12月12日

白杵市議会

総務委員会委員長 梅田 徳男